

# 平成27年4月より 子どもの医療費の 支給年齢が拡大します！

年齢拡大により「児童医療費」から「子ども医療費」へ名前が変更になります。

## 【年齢要件】

村内に住所を有し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校卒業年度まで）ただし、医療保険の被保険者で勤務している者は除きます。

## 【支給上限】

年間10万円まで  
（4月から翌年3月までの支給月が基準になります）

## 【注意事項】

■年齢拡大により新たに該当する人（平成9年4月2日～平成11年4月1日生まれの人）は、最初の医療費申請時に次のものをお近くの各庁舎窓口へ持参してください。なお、新たに該当する人は、平成27年4月受診分から対象になりますのでご注意ください。

- ①対象の子どもの保険証
- ②金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳またはキャッシュカード
- ③印鑑

## 【申請方法】

①申請書に病院などの領収書を貼付、もしくは、病院、薬局からの証明を受けて申請者記入欄に保護者名記載、押印のうえ、提出してください。

②証明に代えて領収書を貼付される場合は、1カ月分、1つの医療機関分ごとに1枚の申請書にまとめて貼付して申請してください。

（例）1カ月に同じ病院に3回通院し、同じ薬局で3回調剤した。

↓病院3回分を1枚の申請書、薬局3回分を1枚の申請書に貼付し、記名、押印して提出。

③申請期限は診療月の翌月から6カ月経過までの医療費になります。

（例）1月診療分の医療費は7月までに申請してください。

※申請方法は以前と変わりません。申請書はお近くの各庁舎窓口にあります。

## 〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課 福祉係  
TEL(62)9195 (内線2127)



## 要約筆記者養成講座のお知らせ

- 日時 5月14日～10月29日 毎週木曜日（全21回）  
（8月13日～8月27日は休み）  
午前10時～午後3時
- 場所 県身体障がい者福祉センター  
〒869-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-2
- 対象 高校卒業以上の学力を有する人
- 定員 ①手書き20人（先着順）  
②パソコン20人（先着順）
- 費用 3,000円程度（テキスト代）
- 申し込み締め切り 4月30日（木）

〈申し込み・問い合わせ〉  
県聴覚障害者情報提供センター  
TEL096(383)5595

### 【参考】要約筆記者とは

要約筆記者は、聴覚障がい者、とりわけ中途失聴者、難聴者の方の社会参加を支援するため、話し言葉を文字に変えることでコミュニケーションの支援を行います。

## 障がいのある人を対象とした職業訓練 障がい者委託訓練の受講生募集

県立高等技術専門学校では、障がいのある人（身体・知的・精神・発達・難病・高次脳機能障がい）を対象とした職業訓練を企業に委託して、県内各地で実施しています。仕事に必要な技能取得のための25コース（パソコン技能やビジネス技能など）が計画されています。訓練期間は3カ月で、受講料は無料です（教材代などは別途必要）。

### ■申し込み

（求職者）ハローワーク阿蘇 TEL0967(22)8609  
（在職者）県立高等技術専門学校 TEL096(378)0121

主催 熊本県立高等技術専門学校 検索